

平成29年度足立区一般会計予算

予算総則

平成29年度足立区の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ274,141,752千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(特別区債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる特別区債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 特別区債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

平成29年2月22日提出

足立区長 近藤 弥生

第1表 歳入歳出予算

歳入

科 目		金 額 (千 円)
款	項	
1 特別区税		47,235,912
	1 特別区民税	41,698,464
	2 軽自動車税	458,111
	3 特別区たばこ税	5,079,337
2 地方譲与税		928,001
	1 地方揮発油譲与税	282,000
	2 自動車重量譲与税	646,000
	3 地方道路譲与税	1
3 利子割交付金		88,000
	1 利子割交付金	88,000
4 配当割交付金		520,000
	1 配当割交付金	520,000
5 株式等譲渡所得割交付金		252,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	252,000
6 地方消費税交付金		11,200,000
	1 地方消費税交付金	11,200,000
7 ゴルフ場利用税交付金		2,100
	1 ゴルフ場利用税交付金	2,100
8 自動車取得税交付金		417,001
	1 自動車取得税交付金	417,001
9 地方特例交付金		486,000
	1 地方特例交付金	486,000
10 交通安全対策特別交付金		71,000
	1 交通安全対策特別交付金	71,000
11 特別区交付金		95,100,000

科 目		金 額 (千 円)
款	項	
	1 特別区財政調整交付金	95,100,000
12 分担金及び負担金		3,793,298
	1 負 担 金	3,793,298
13 使用料及び手数料		4,145,054
	1 使 用 料	3,288,137
	2 手 数 料	856,917
14 国庫支出金		65,342,912
	1 国庫負担金	57,968,795
	2 国庫補助金	7,356,031
	3 国庫委託金	18,086
15 都 支 出 金		19,633,166
	1 都 負 担 金	11,593,163
	2 都 補 助 金	6,483,347
	3 都 委 託 金	1,556,656
16 財 産 収 入		402,684
	1 財産運用収入	394,400
	2 財産売却収入	8,284
17 寄 付 金		13,821
	1 寄 付 金	13,821
18 繰 入 金		14,948,543
	1 基金繰入金	14,948,540
	2 特別会計繰入金	3
19 繰 越 金		1,000,000
	1 繰 越 金	1,000,000
20 諸 収 入		3,203,258

歳入

科 目		金 額 (千 円)
款	項	
	1 延滞金、加算金及び過料	111,297
	2 特別区預金利子	98
	3 貸付金元利収入	462,643
	4 受託事業収入	211,503
	5 雑 入	2,417,717
21 特別区債		5,359,002
	1 土 木 債	1,379,000
	2 教 育 債	3,980,000
	3 災害援護債	2
歳 入 合 計		274,141,752

歳出

科 目		金 額 (千 円)
款	項	
1 議 会 費		937,735
	1 議 会 費	937,735
2 総 務 費		27,184,348
	1 総務管理費	21,429,778
	2 徴 税 費	1,386,493
	3 区 民 費	3,096,948
	4 戸籍及び住民基本台帳費	747,751
	5 選 挙 費	352,204
	6 統計調査費	57,749
	7 監査委員費	113,425
3 民 生 費		137,955,030
	1 社会福祉費	35,073,927
	2 児童福祉費	51,611,878
	3 生活保護費	51,120,712
	4 国民年金費	148,513
4 産業経済費		2,287,196
	1 産業経済費	2,201,223
	2 農 業 費	85,973
5 環境衛生費		16,362,903
	1 環 境 費	600,754
	2 衛 生 費	8,449,079
	3 清 掃 費	7,313,070
6 土 木 費		20,621,725
	1 土木管理費	1,632,709
	2 道路橋梁費	4,930,215

歳出

科 目		金 額 (千 円)
款	項	
	3 河 川 費	512,303
	4 都市計画費	13,546,498
7 教 育 費		36,222,732
	1 教育総務費	7,599,976
	2 小 学 校 費	11,596,477
	3 中 学 校 費	11,009,375
	4 校外施設費	215,340
	5 幼 稚 園 費	2,513,781
	6 社会教育費	3,054,797
	7 社会体育費	232,986
8 公 債 費		6,631,182
	1 公 債 費	6,631,182
9 諸 支 出 金		25,638,901
	1 特別会計繰出金	25,638,901
10 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出 合 計		274,141,752

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
足立区土地開発公社に対する債務保証	平成29年度から平成39年度まで	足立区土地開発公社が協調融資団から借り入れる事業資金10億円及び利子相当額
足立区土地開発公社からの用地取得費	平成29年度から平成39年度まで	足立区が足立区土地開発公社から取得する用地費
足立区土地開発公社からの用地取得費(平成18年度取得分)	平成29年度から平成39年度まで	1,525,881千円
公共事業の施行に伴う移転資金融資あっせん及び利子補給	平成29年度から平成49年度まで	足立区が協定金融機関に補給する利子相当額
「協働・協創」推進支援のコンサルティング業務委託	平成30年度から平成31年度まで	10,661千円
地方公会計制度支援業務委託(統一的基準)	平成29年度から平成30年度まで	6,826千円
税システムの改造、コンビニ交付システムの再構築委託	平成29年度から平成30年度まで	217,755千円
生活保護システム構築委託	平成29年度から平成30年度まで	300,716千円
統合電話センター運営委託	平成29年度から平成34年度まで	657,600千円
防災行政無線固定系デジタル化施行委託	平成30年度から平成32年度まで	1,350,000千円
公共施設等の再編に係る個別計画策定業務委託	平成29年度から平成32年度まで	30,000千円
(旧)千寿第五小学校の活用に係わる公募支援業務委託	平成30年度から平成30年度まで	6,000千円
東綾瀬区民事務所仮設プレハブ賃借	平成29年度から平成36年度まで	75,720千円
足立区立新田西学童保育室(仮)プレハブ賃借	平成29年度から平成32年度まで	90,252千円
中央図書館一部業務委託	平成29年度から平成30年度まで	139,136千円

事 項	期 間	限 度 額
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業委託(区北部地域)	平成30年度から平成32年度まで	97,598千円
就労準備支援事業委託	平成30年度から平成32年度まで	60,600千円
中央本町資材置場倉庫賃借	平成30年度から平成34年度まで	72,276千円
栗六陸橋耐震補強及び改築事業(区施工工事)	平成30年度から平成30年度まで	150,000千円
栗六陸橋耐震補強及び改築事業(東武鉄道工事負担金)	平成30年度から平成30年度まで	120,000千円
(仮称)花畑人道橋整備詳細設計委託	平成30年度から平成30年度まで	27,500千円
補助第261号線伊興三・四丁目地区地区計画策定等業務委託	平成29年度から平成30年度まで	13,800千円
佐野六木土地地区画整理事業移転工事(佐野13期)	平成30年度から平成30年度まで	70,200千円
里帰り桜現況調査委託(その2)	平成29年度から平成30年度まで	2,450千円
緑のサポーターサイト運営・監視業務委託	平成29年度から平成30年度まで	1,684千円
しょうぶ沼公園菖蒲田等管理委託	平成29年度から平成30年度まで	11,847千円
(仮称)区営新田アパートほか新築工事設計委託	平成30年度から平成30年度まで	60,000千円
東綾瀬小学校増築・全体保全工事	平成30年度から平成30年度まで	560,000千円
東綾瀬小学校増築・全体保全工事監理業務委託	平成30年度から平成30年度まで	18,000千円
小学校施設更新に伴う設計等業務委託	平成30年度から平成32年度まで	114,000千円

事 項	期 間	限 度 額
千寿小学校新築工事	平成30年度から 平成30年度まで	4,523,200千円
江北桜中学校新築工事	平成30年度から 平成30年度まで	3,760,000千円
中学校施設更新に伴う設計等業務 委託	平成30年度から 平成33年度まで	114,000千円
小・中学校エアコン賃借	平成29年度から 平成40年度まで	6,505,000千円
足立区基礎学力定着に関する総合 調査委託	平成29年度から 平成30年度まで	39,000千円
学力向上講座(足立はばたき塾)運 営委託	平成30年度から 平成30年度まで	33,500千円
旧こども家庭支援センター解体工 事	平成30年度から 平成30年度まで	108,000千円
私立保育園施設整備助成	平成29年度から 平成30年度まで	756,156千円
あやせ保育園新築工事設計委託	平成30年度から 平成30年度まで	13,000千円
あやせ保育園新築工事	平成30年度から 平成30年度まで	270,000千円
足立区立亀田学童保育室の管理 運営	平成29年度から 平成34年度まで	足立区が指定管理者との協定 に基づき負担する施設の管理 運営費
足立区立新田第二学園学童保育 室の管理運営	平成29年度から 平成34年度まで	足立区が指定管理者との協定 に基づき負担する施設の管理 運営費
足立区立新田西学童保育室(仮) の管理運営	平成29年度から 平成34年度まで	足立区が指定管理者との協定 に基づき負担する施設の管理 運営費
足立区梅田地域学習センターの管 理運営	平成29年度から 平成34年度まで	足立区が指定管理者との協定 に基づき負担する施設の管理 運営費
足立区花畑地域学習センターの管 理運営	平成29年度から 平成34年度まで	足立区が指定管理者との協定 に基づき負担する施設の管理 運営費

事 項	期 間	限 度 額
足立区こども未来創造館の管理運営	平成29年度から 平成34年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区西新井文化ホールの管理運営	平成29年度から 平成34年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区文化芸術劇場の管理運営	平成29年度から 平成35年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区東綾瀬公園温水プールの管理運営	平成29年度から 平成34年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区精神障がい者自立支援センターの管理運営	平成29年度から 平成34年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区竹ノ塚駅西口公共駐車場の管理運営	平成29年度から 平成34年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
花畑公園桜花亭の管理運営	平成29年度から 平成34年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区立日光林間学園の管理運営	平成29年度から 平成34年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区立谷在家保育園の管理運営	平成29年度から 平成40年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費

第3表 特別区債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備 考
道路整備	222,000	普通貸借または証券発行の方法により政府、その他より起債する。 証券発行の場合における発行価格は額面 100 円につき98円以上とする。 なお、証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。	7.0% 以内 ※	起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。 ただし、融通条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還または借換えすることもある。	金融事情、その他の都合により、起債の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。
総合住環境整備	39,000				
土地区画整理	1,118,000				
校舎建設	3,926,000				
学校施設改修（投資）	54,000				

※ ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備 考
東日本大震災災害援護資金	2	都の無利子貸付けにより起債する。	—	災害弔慰金の支給等に関する法律及び東京都災害援護資金貸付事業実施要綱に基づき償還する。	